

1 税制改正について

令和8年度から適用になる主な税制改正

物価上昇局面における税負担の調整および就業調整対策の観点から、下記3点の見直し等が行われました。

- ①給与所得控除の見直し
 - ②扶養親族等の所得要件の引上げ
 - ③大学生年代の子等に係る特別控除（特定親族特別控除）の創設
- これらは、令和8年度の住民税から適用されます。

1 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保障額が10万円引き上げられ、給与収入（勤務先から支払いを受ける給料・賃金・賞与等（アルバイト・パート収入を含む））が190万円以下の方の給与所得控除額が65万円になります。

<改正前と改正後の比較>

給与収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	給与収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	給与収入金額×30%＋8万円	
190万円超 360万円以下	給与収入金額×30%＋8万円	改正なし
360万円超 660万円以下	給与収入金額×20%＋44万円	
660万円超 850万円以下	給与収入金額×10%＋110万円	
850万円超	195万円	

※家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられます。

2 扶養親族等の所得要件の引上げ

各種控除等を受ける場合における所得要件が10万円引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	合計所得金額：48万円以下	合計所得金額：58万円以下
ひとり親と生計を一にする子の総所得金額等	総所得金額等：48万円以下	総所得金額等：58万円以下
勤労学生の合計所得金額	合計所得金額：75万円以下	合計所得金額：85万円以下

3 特定親族特別控除の創設

納税者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人および白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が58万円超123万円以下の方（特定親族）がいる場合、一定の金額の所得控除（特定親族特別控除）が受けられます。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	特定親族の収入金額 (給与収入のみの場合)
58万円超 95万円以下	45万円	123万円超 160万円以下
95万円超 100万円以下	41万円	160万円超 165万円以下
100万円超 105万円以下	31万円	165万円超 170万円以下
105万円超 110万円以下	21万円	170万円超 175万円以下
110万円超 115万円以下	11万円	175万円超 180万円以下
115万円超 120万円以下	6万円	180万円超 185万円以下
120万円超 123万円以下	3万円	185万円超 188万円以下